解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十一月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

石川県白山市熱野町イ二八番地一一

白山市曽谷町土地区画整理組合

清算人代表　北本　徹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市相生町三五番地、最後の住所北海道恵庭市福住町一丁目六番六

被相続人　亡　工藤　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

札幌市中央区南一条西一〇丁目第2タイムビル七階　諏訪・髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺優剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市前田川字宮ノ前二二〇番地、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼二一九番地

被相続人　亡　鈴木　軍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

福島県須賀川市東町六二番一一正五ビル

細川卓也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市堀口町五七四番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　堀越　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

群馬県太田市東本町二八番三号　宮下ビル三階

相続財産管理人　弁護士　茂木　一博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字上名栗一一九二番地一、最後の住所埼玉県飯能市大字下名栗四六〇番地

被相続人　亡　土屋　栄夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区山久保二丁目七三番地一、最後の住所埼玉県さいたま市桜区山久保二丁目一五番五号

被相続人　亡　榎本　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一一―二

松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所

相続財産管理人　坂下　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市平和台二丁目二番地一、最後の住所千葉県流山市松ケ丘二丁目三二〇番地の五六

被相続人　亡　丸山　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六番地　東風園ビル六階　誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙品　惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市上座四一一番地二六、最後の住所千葉県佐倉市上座四一一番地二六

被相続人　亡　見津　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

事務所千葉市中央区中央三―九―九エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央五丁目二四〇番地、最後の住所東京都北区堀船四丁目四―四―二〇三

被相続人　亡　寺本育太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市富浜三丁目三番、最後の住所東京都葛飾区新宿三丁目一三番一〇号（ガーデンハウス福田二〇一）

被相続人　亡　大久保嘉則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市入谷四丁目二九二三番地七、最後の住所神奈川県座間市入谷四丁目二九二三番地の七東建座間ハイツ四―一四一五

被相続人　亡　坂本　孝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号まもってあげたいビル四階　サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市本町七番地、最後の住所群馬県伊勢崎市豊城町二〇八七番地六

被相続人　亡　鈴木　政道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日

神奈川県川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル七階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

第50期決算公告　2017年11月30日

宮城県富谷市成田九丁目２番地２

株式会社北洲ホールディングス

代表取締役　村上ひろみ

貸借対照表の要旨（2017年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	129
	固定資産	6,464
	合計	6,594
負債及び純資産の部	流動負債	142
	固定負債	947
	株主資本	5,505
	資本金	100
	資本剰余金	5,258
	利益剰余金	208
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	207
	（うち当期純利益）	(38)
	自己株式	△ 61
	合計	6,594